

平成 28 年度 事業選定方針及びプロセスについて

平成 28 年 7 月 26 日
総務省公共サービス改革推進室

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）の官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）の対象となる公共サービスは、法第 7 条に基づき閣議決定される公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）に定めているところ。

来年度以降の基本方針に反映するための平成 28 年度における法に基づく入札の対象となる公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）に関する作業は、国の行政機関等からの自主的選定（本年 8 月上旬締切り）に引き続き、基本方針並びに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が了承した本方針及びプロセスに基づき実施するものとする。

2. 平成 28 年度事業選定における基本的な考え方

厳しい財政事情により公共サービスの効率化が求められる中、法に基づく入札を導入することは、監理委員会の関与により、透明性、公正性又は競争性の確保が図られ、もって、業務の質の維持向上及び経費削減に資することから有効な手段である。

よって、今年度においても、引き続き、行政事業レビュー等の各種取組と連携しつつ、随意契約や一者応札、継続受注など競争性等に課題・問題のある事業に関する入札・契約の改善を図ることを目的として、法に基づく入札の導入を国の行政機関等に求めることとしているが、別途、今後の公共サービス改革のあり方について審議していることを踏まえ、特に昨年度に改善を要請した事業については、法に基づく入札の導入の必要性について精査する。

併せて、再点検を要請している特殊法人の外部委託事業（平成 25 年度～）、国立大学法人の施設管理業務（平成 27 年度～）についても、フォローアップを行い、必要に応じて更なる改善を求めるものとする。

3. 監理委員会の役割

事業選定プロセスの外部性及び公開性を確保するため、事業選定に関しては、外部有識者から構成される監理委員会が積極的に関与することとし、同委員会での公開ヒアリングを中心に行うものとする。総務省は国の行政機関等から提出された調書等を監理委員会の各分科会に報告し、監理委員会の各分科会において公開ヒアリングの対象となる公共サービスの候補を選定、監理委員会へ報告するものとする。

また、事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、監理委員会による意見・提言の公表、法第 38 条の監理委員会による勧告権の発動等を検討するものとする。

4. 事業選定の対象

(1) 基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）における事業選定の方針

基本方針第 2 章第 2 節 1（3）において、以下のとおりとされている。

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。
- ④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの。
- ⑤ これまでに選定した対象公共サービスのうち、質の維持向上及び経費の削減が図られた分野についての範囲拡大。
- ⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス。

(2) 具体的対象事業等

上記を踏まえ、選定の対象として検討を行うこととした事業等は、現時点では以下のとおりである（今後、追加・見直しの可能性がある。）。

対象事業等	具体的な方針	関連する選定の重点方針 (上記①の番号に対応)	担当 分科会名
I 改善を要請し、平成28年度以降ヒアリング対象候補となった事業(92事業)	「平成27年度 公共サービス改革法の対象事業の選定状況等について」(平成28年4月19日当室公表)の別紙3(平成28年度以降のヒアリング対象事業候補一覧(改善を要請する事業))その1の事業(ただし、(注1)の事業を除く。))について、透明性、公正性又は競争性を高めるために各府省等が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを行い、その結果を踏まえヒアリングを実施。 ヒアリング対象事業の選定については、以下に該当するもののうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものとする。 a) 改善措置（一般競争入札(総合評価落札方式)の導入、入札スケジュールの改善、入札参加資格、評価項目・配点等の見直し、情報開示の改善、契約年数の複数年化等)を講じていない事業 b) 改善措置を講じたものの、一者応札、継続受注等の改善が見られない事業又は競争導入による落札率の低下等が確認されない事業 等 なお、改善要請を3回以上行ったものの、競争性等が改善されない事業(「平成27年度 公共サービス改革法の対象事業の選定状況等について」(平成28年4月19日当室公表)の別紙3(平成28年度以降のヒアリング対象事業候補一覧(改善を要請する事業))その1のうち、(注1)の事業(1回目)及びその2の事業(2回目))については、市場調査等を実施していることを前提として以下の内容を総務省 HP で改めて公表し、民間事業者からの意見を求め、その結果を踏まえ取扱いを決定(1回目で意見が無い場合は来年度も公表(計2回))。 a) 業務概要、契約状況の推移 b) これまでに講じた入札改善策 c) 仕様書 等	①、②、 ③、⑤、 ⑥	いずれかの分科会

対象事業等		具体的な方針	関連する選定の重点方針 (上記①の番号に付)	担当 分科会名
Ⅱ 特殊法人が実施する事業		「公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施等について」(平成27年12月17日付け事務連絡)により、各法人に対して通知した「特殊法人の実施する事業のうち、競争性等の改善の余地がある事業」について、各法人が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングを実施。 ヒアリング対象事業の選定に当たっては、上記の通知(別紙4)において「引き続きフォローアップを行う事項等」とした内容に対し、十分な検討がなされているかどうかという点に留意。	①、②、 ③、⑤	施設・研修等分科会
Ⅲ 国立大学法人の施設管理業務		「公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施等について」(平成27年12月17日付け事務連絡)により、各法人に対して通知した「国立大学法人の施設管理業務のうち、競争性等の改善の余地がある事業」について、各法人が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングを実施。 ヒアリング対象事業の選定に当たっては、上記の通知(別紙5)において「引き続きフォローアップを行う事項等」とした内容に対し、十分な検討がなされているかどうかという点に留意。	①、②、 ⑤	施設・研修等分科会
Ⅳ 競争性等の改善が求められる事業	Ⅳ－Ⅰ 独立行政法人の契約・取組	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月閣議決定)」Ⅲ. 3. ②に基づき各独法のウェブサイトで公表されている契約(独法OBが再就職しており、独法との取引割合が総売上高の1/3以上を占める者との契約)等について、過去3年間に一回以上「一者応札・応募」となっているものを精査・確認し、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものについて、ヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降、ヒアリングを実施。	①、②、 ③、⑤	いずれかの分科会
	Ⅳ－Ⅱ 行政事業レビューにおいて問題等を指摘されたもの	a)公開プロセスの結果、競争性等に問題があると指摘された事業並びにb)行政事業レビューシート(中間公表)において、競争性等に問題があると思われる契約を精査・確認し、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものについて、ヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降、ヒアリングを実施。	①、②、 ③、⑤、 ⑥	いずれかの分科会

対象事業等		具体的な方針	関連する選定の重点方針 (上記①の番号に付)	担当 分科会名
	Ⅳ－Ⅲ 公益法人 との契約	「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月行政改革実行本部決定)」1.に基づき各府省等のウェブサイトで公表されている契約について、過去3年間に一回以上「一者応札・応募」となっているものを精査・確認し、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものについて、ヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降、ヒアリングを実施。	①、②、 ③、⑤	いずれ かの分 科会
Ⅴ 業務フロー・コスト分析の対象 事業		業務フロー・コスト分析の対象事業の分析結果及び改善措置の方針等に関して、ヒアリングを実施する。 併せて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」等を活用した自主的な業務改善を促す観点から、既に分析を実施している事例について、適宜整理し、公表する。	④、⑥	施設・研 修等分 科会
Ⅵ 報道等において競争性が指摘 された事業等		新聞報道、TVニュース等において、競争性に問題があること等が指摘された事業について、ヒアリングを実施。 なお、昨年度の報道を踏まえヒアリングを実施した国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構の契約については、取組状況のフォローアップを行う。	⑥	いずれ かの分 科会
Ⅶ 民間提案		法第7条第3項、5項及び9項において、民間事業者や地方公共団体から、法に基づく入札の対象とすべき業務等に関して意見を聴取する旨、定められているところ。 同条に基づき意見等があった場合は、意見等に対する関係府省等の回答について、監理委員会での審議等を踏まえてヒアリングを実施。	－	いずれ かの分 科会
Ⅷ その他		上記以外で、法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービスや事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービスについては、ヒアリングを実施。	①、②	いずれ かの分 科会

5. 事業選定プロセス

別図のとおりとする。

6. 平成 28 年度の事業選定に当たっての留意事項

(1) 事業規模の目安等

事業選定の規模については、法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が3年間で1億円以上となるものを原則とする。なお、公開ヒアリングの対象となる事業規模は、契約期間にかかわらず1件当たり1億円以上（地域別に契約しているなど内容が同一の事業が存在するもの又は密接に連携している事業が存在しているものについてはその合計が1億円以上）のものを目途とする。（参考資料1）

(2) 民間提案の活用

公開ヒアリングを実施する公共サービスの選定に当たっては、法第7条に基づく意見募集において、民間事業者から提出された民間参入等の意見を十分反映するものとする。

(3) 事業選定作業が複数年度にまたがる場合

事業選定において対象候補が多数となり、今年度の事業選定において、すべての事業を取り扱うことが困難となることが想定される。また、公開ヒアリングを実施した案件については、審議結果を踏まえ、各府省等が改善の方向性を検討することに関して、一定程度の時間を要することも想定される。このような場合については、今年度の事業選定にとどまらず、来年度以降、引き続き、検討を行うものとする。

(4) 選定された事業の基本方針別表への反映について

選定された事業について、法に基づく入札の円滑な実施に資するよう、各府省等は、事業選定後、速やかに、法に基づく入札の導入に当たっての課題及びその対応方針を整理し、公共サービス改革推進室に提出するものとする。（参考資料2）

《参考》平成 27 年度の事業選定の結果

平成 27 年度の事業選定結果の概要は以下のとおり。

- 1) ①平成 26 年度に改善を要請した事業のうち、競争性が依然改善されていない事業、②行政事業レビューにおいて、競争性に関する課題が指摘された事業等について、法に基づく入札の導入を求めたことなどにより、新たに 合計 15 事業（約 428 億円）が対象事業として選定 され、本年 6 月に閣議決定された基本方針別表に追加。
- 2) ①行政事業レビューにおいて競争性に関する課題が指摘された事業及び②独立行政法人と同法人と一定の関係を有する法人との契約等のうち、競争性に問題が確認される事業（88 事業）並びに公開ヒアリングを行った事業のうち自主的な改善の余地がある事業（4 事業）、合計 92 事業 について、平成 28 年度以降のヒアリング対象事業の候補として、改善を要請。
なお、このうち、これまで 3 回以上改善を要請したものの、競争性等が改善されていない事業については、各府省等が民間事業者等へのヒアリングを実施するなど、十分な市場調査を実施していることを前提として、次期調達の結果を確認した上で、公共サービス改革推進室のウェブサイトにも事業概要等と併せて改めて公表することにより、民間事業者からの要望等を把握。（平成 27 年度は 18 事業を公表）
- 3) 特殊法人が外部委託している事業 のうち、平成 26 年度に 4 法人に対し再点検を要請したものに対するフォローアップ結果を踏まえ、①一般競争入札により実施している業務に関する競争性の向上及び②指名競争入札により実施している業務への一般競争入札の導入について、再点検を要請。
- 4) 国立大学法人の施設管理業務 について、過去のヒアリング結果を基に、一部の契約に係る入札資料を確認したところ、入札スケジュールや入札参加資格要件の緩和といった面で改善の余地が確認されたことから、再点検を要請。
- 5) 自らが実施している事務・事業の見直しを行うことを目的として、独立行政法人の中期目標において業務改善に関する記載があるもの等の中から、監理委員会が業務フロー・コスト分析対象事業を選定（1 事業）。

第 2 章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第 1 節 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第 1 条）及び基本理念（第 3 条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革（以下「公共サービスの改革」という。）に取り組むものとする。

1 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、国民の視点に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度は見直す。

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務又は事業の内容及び性質に応じた以下の措置を講ずる。

- ① 法第 3 条第 2 項の規定を踏まえて、官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止する等の措置を講ずる。
- ② 必要性があるとしても、官自らが実施することが必要不可欠であるかについて検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）を実施する等の必要な措置を講ずる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、法に基づく入札又は廃止等の対象から除外されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、法に基づく入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

国の行政機関等は、基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間事業者の創意と工夫を活かす観点から、提出される民間事業者の意見又は国民の意思等を十分踏まえ、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）による審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第 7 条第 8 項の規定により、法に基づく入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）については、その実施期間の終了にあわせて、当該対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「事業の評価」という。）を行った上で、当該対象公共サービスの事後の実施の在り方等を見直すこととしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、事業の評価についても的確に実施する。

2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して法に基づく入札に付することにより、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが求められている。

このため、対象公共サービスを選定するに当たっては、まず、本章第1節1に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、事務又は事業を官自らが実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その上で、民間事業者に委ねることができると判断された業務のみならず、既に民間委託が行われている業務であっても、透明かつ公正な競争の導入又は業務の包括化、複数年化等の改善が必要と判断された場合には、法に基づく入札を実施することについて積極的に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)においては、当該対象公共サービスの従来の実施における達成水準の程度やそれに要した経費について可能な限り明らかにする必要がある。

さらに、当該対象公共サービスの確保されるべき質としての達成目標を明確にし、事業の評価の際に、事後的な達成水準との比較や費用対効果の検証が可能となるよう十分に留意した上で、実施要項等の内容を検討する必要がある。その際、契約に定められた達成目標を著しく下回った民間事業者に対しては、入札参加資格等に反映させることで、安値落札の弊害を抑止する。

3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

国の行政機関等は、法に基づく入札の結果、民間事業者に実施が委託された対象公共サービスに関しても最終的にその適正かつ確実な実施に責任を負うことを認識し、法第4条第1項の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、法及び当該民間事業者との契約に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

他方、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、法第6条の規定を踏まえ、当該対象公共サービスの公共性を認識の上、国民の信頼が確保されるよう、法令を遵守することはもとより、その実施に関して責任を持って取り組むことが求められる。

(中略)

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置

1 対象公共サービスの選定

(中略)

(2) 対象公共サービスの選定の基本的な考え方

限られた財源の中で国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、本章第1節1①から③の考え方にに基づき、事務又は事業の内容及び性質に応じて対象公共サービスの選定を行うこととする。

具体的には、以下の①から⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 事務又は事業の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がある業務であるか否か。
- ② 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。
- ③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性及び公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の審議等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。
- ④ 民間事業者が当該業務を実施する場合、当該業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等（法第26条の規定に基づく報告の徴収等及び法第27条の規定に基づく国の行政機関等の長等の指示等）を行うことが必要であるか否か。
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

民間委託により業務を実施する際には、国の行政機関等の長等は、当該業務の内容に応じて、上記の①から④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

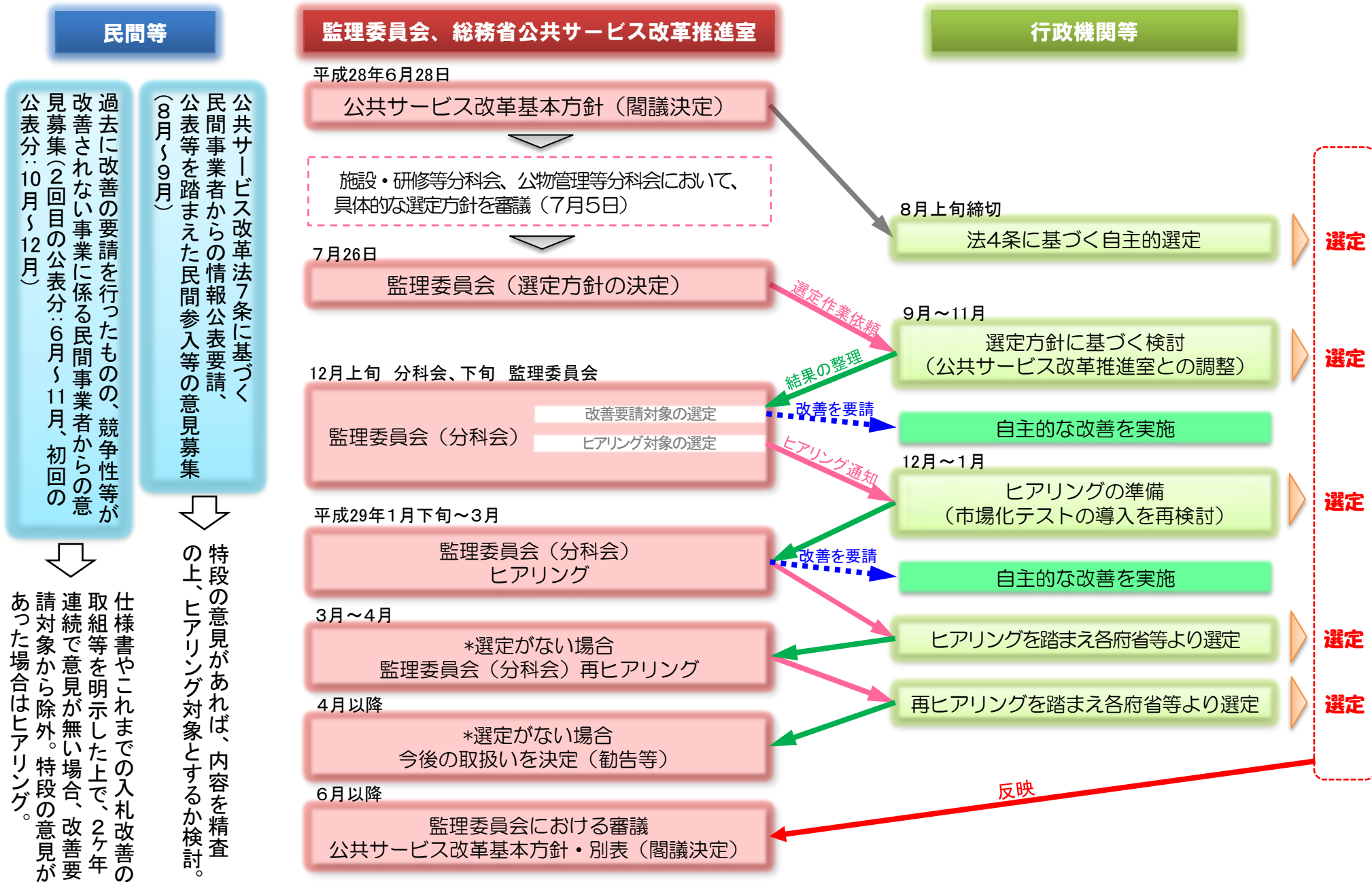
(中略)

(3) 本年度の事業選定の方針

本年度の事業選定に当たっての方針は以下のとおりとする。

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。
- ④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの。
- ⑤ これまでに選定した対象公共サービスのうち、質の維持向上及び経費の削減が図られた分野についての範囲拡大。
- ⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス。

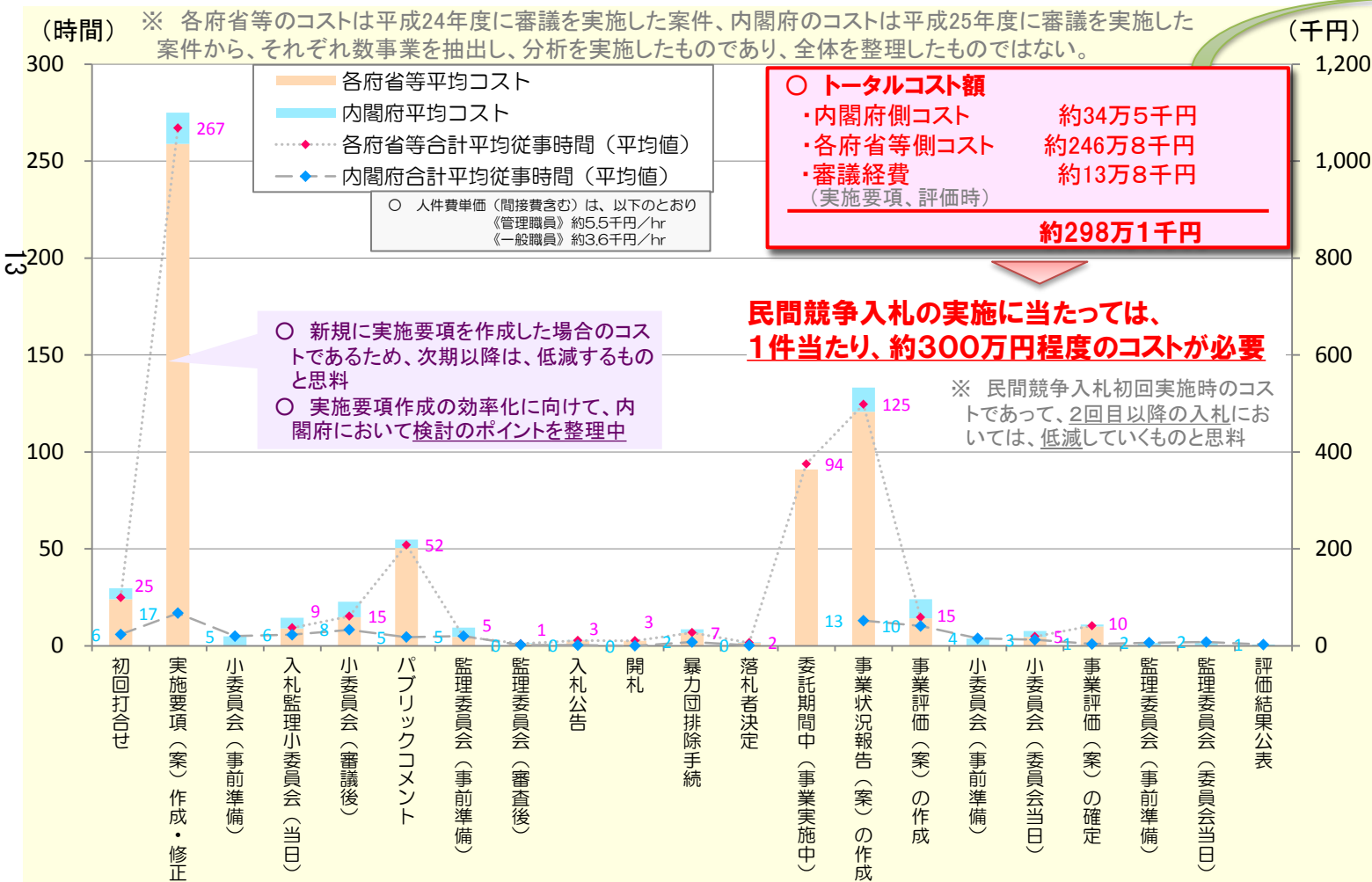
(以下略)



市場化テスト対象事業の適正事業規模の考え方(トータルコスト分析の結果の活用)

(参考資料1)

- 市場化テストの導入により、事業実施者の選定における競争性の向上が図られ、業務の質の維持向上、経費削減等が期待できるが、このうち、経費削減効果の検証(追加コストを取り除き、真の経費削減効果の検証)を目的として、平成25年度にトータルコスト分析を実施(市場化テスト実施の際の内閣府(当時。以下同じ。)及び各府省等官側のコストを測定)。
- 新規に実施要項を作成した事業及び事業評価を行った事業のうち、一部の事業を抽出して分析した結果、民間競争入札を実施する場合の官側のコスト(実施要項作成、事業実施中の監督、事業評価等における増加コスト)は、約300万円程度と推計できる。
- 平成24年度と25年度の1事業当たりの平均経費削減額約2千万円と比較すると、経費削減だけみても十分な効果が得られていると思料される。
- 市場化テスト導入による経費削減効果が比較的低い施設管理・運営業務の平均削減率6.8%から最低事業規模を推定すると約5千万円となる。落札率については相当の振れ幅を考慮する必要がある、これを加味すると、適正事業規模(経費削減の観点から、十分な効果が得られる事業規模)は、契約年数にかかわらず、一件当たり、約1億円程度となると推測される。



平成24年度と平成25年度の1事業当たりの削減額は、約2千万円となっており、官側のコストの約7倍の経費削減が実現

一方、事業単体では、平均経費削減率が比較的低い施設管理・運営業務を考慮すると最低限、約5千万円の事業規模が必要

応札の振れ幅を考慮し、半分程度の削減率と仮定すると、適正事業規模は、一件当たり約1億円程度となる

民間競争入札実施に係るコストが比較的高い事業

- 地方機関が実施している事業
- 公募から総合評価等、契約方式を変更する事業
- 事業を実施する場所が、分散している事業 等

当該事業を選定の際には、事業規模を考慮!

選定された事業の基本方針別表への反映について

(参考資料2)

○ 初期段階で選定された事業については、市場化テストを実施するに当たって、対応すべき課題等が未整理、自主的な改善の取組状況が不明確等の場合があることから、公共サービス改革基本方針別表に関しては、実施時期(公告時期)等の記載内容に配慮する必要がある。

※ 国の行政機関等が実施している公共サービスについて、自己点検を行うことを求めている公共サービス改革法¹の精神を鑑み、初期段階で自主選定された事業については、改革意識が強いものであると判断されることから、別表に記載することにより自主的な改善を促し、その結果に基づき、官民競争入札又は民間競争入札を実施することも可能である。

○ 各府省等は、対象事業選定後、速やかに市場化テスト実施に係る課題整理表を作成し、公サ室に提出。公サ室は、課題が確認された事業に関する事項について、監理委員会に報告。

選定事業の基本方針別表への反映方法について

